

答申第76号
(諮問第97号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成25年8月19日付けで行った個人情報不開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成25年8月7日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇〇年〇月〇〇日の〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇長との〇〇〇〇〇における
個人面談の記録のうち私に関する情報

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、公文書不存在（当該文書を作成していないため）との理由で不開示決定を行い、平成25年8月19日付けで異議申立人に通知した。

3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成25年8月29日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

開示請求を行った趣旨の関連資料の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

「精神神経系疾患による長期療養職員の職場復帰支援制度実施要綱」においては、所属長が当該職員の試し出勤の実施内容とその評価を試し出勤報告書に毎日記入し、試し出勤プログラム終了後に人事課長に提出すると定められており、本件試し出勤報告書も所属長である〇〇〇〇〇長が作成し、人事課長に提出したものである。

一方、〇〇〇〇〇は、異議申立人が所属する〇〇〇〇〇の上部機関であるものの、〇〇〇〇〇に所属する異議申立人の人事管理等を直接行うのは〇〇〇〇〇長であり、〇〇〇〇〇長が異議申立人と面談を行っても、必ずしもその内容を人事課や〇〇〇〇〇部の主管課である〇〇〇〇〇〇課に報告する必要はない。

そうすると、〇〇〇〇〇長と異議申立人との面談内容を記録した文書や人事課等への報告書が存在していなくても不自然ではなく、〇〇〇〇〇長がノートに書き記していたことが事実であったとしても、それは備忘録のようなものであったとも考えられ、当該ノートを公文書として保管していないとしても不合理とまでは言えない。

以上のことから判断すると、請求対象文書は不存在であるとする実施機関の説明は、他に当該文書が存在すると推測させる特段の事情もないことから、これを是認するほかはない。

したがって、請求対象文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として不開示決定を行ったことは妥当である。

2 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 9月 4日	諮 問
平成26年 8月27日	事案審議（平成26年度第5回審査会）
平成26年 9月24日	事案審議（平成26年度第6回審査会）
平成26年10月29日	答申決定（平成26年度第7回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁 護 士	会 長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿 南 栄 子	元大分市大南支所支所長補佐	